

2023年11月1日

各 位

株式会社 紀陽銀行

投資信託取引に係る約款改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

令和5年度税制改正に伴い、「投資信託・公共債取引約款・規定集」に記載しております約款を下記のとおり一部改定いたします。

なお、改定後の約款は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

記

1. 改定する約款

- (1) 証券振替決済口座管理約款
- (2) 累積投資約款
- (3) 投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款
- (4) 特定口座約款
- (5) 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
- (6) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

※改定内容の詳細は別紙1、改定後の約款は別紙2をご参照ください。

2. 改定日

2024年1月1日（月）

※改定後の約款は、改定日に当行ホームページの「約款集・規定集」に掲載いたします。

以 上

「約款」の一部改定について

2024年1月1日より、次のとおり「約款」を一部改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

●証券振替決済口座管理約款

改定後	改定前
<p>第18条（免責事項） 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①（省略）</p> <p>② <u>依頼書、諸届その他の書類（以下「申込書等」といいます。）</u>に使用された印影（または署名）をお届け印（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ <u>申込書等に使用された印影（または署名）</u>がお届け印（または署名鑑）と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④～⑥（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2024年1月改定</p>	<p>第18条（免責事項） 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）をお届け印（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ <u>依頼書</u>に使用された印影（または署名）がお届け印（または署名鑑）と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④～⑥（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2023年3月改定</p>

●累積投資約款

改定後	改定前
<p>第4条（累積投資取引の申込方法）</p> <p>(1) お客様が、個別の投資信託について累積投資取引を申し込むときは、前条により累積投資契約を締結した上で、当行所定の申込書等に必要事項を記入の上、署名押印し、当行に提出いただくことにより申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。また、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款に定める特定非課税累積投資契約に基づき</u>、お客様が、非課税口座に設けられた<u>特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄、および非課税口座に設けられた<u>特定非課税管理勘定（「成長投資枠」といいます。）</u>での取得のお申込みをすることができる<u>投資信託の銘柄</u>については、当行ホームページに掲載するものとします。</p>	<p>第4条（累積投資取引の申込方法）</p> <p>(1) お客様が、個別の投資信託について累積投資取引を申し込むときは、前条により累積投資契約を締結した上で、当行所定の申込書等に必要事項を記入の上、署名押印し、当行に提出いただくことにより申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。また、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づき</u>、お客様が、非課税口座に設けられた<u>累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。</p> <p>なお、<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款により</u>、お客様が<u>つみたてNISA</u>での取得のお申込みをすることができる投資信</p>

改定後	改定前
<p>なお、<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資</u>に関する約款により、お客様が<u>つみたて投資枠</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、<u>つみたて投資枠</u>以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>(2) 累積投資取引のうち投資信託の定時定額購入サービスの申込方法等については「投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款」によるものとし、<u>つみたて投資枠</u>でのお申込みをされる場合には、<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資</u>に関する約款の規定にも従うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2024年1月改定</p>	<p>託の銘柄については、<u>つみたてNISA</u>以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>(2) 累積投資取引のうち投資信託の定時定額購入サービスの申込方法等については「投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款」によるものとし、<u>つみたてNISA</u>でのお申込みをされる場合には、<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資</u>に関する約款の規定にも従うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2020年3月改定</p>

●投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款

改定後	改定前
<p>第3条（買付銘柄の選定）</p> <p>(1) 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資</u>に関する約款に基づき、お客様が非課税口座に設けられた<u>特定累積投資勘定</u>（以下「<u>つみたて投資枠</u>」）での買付けの申込みができる投資信託の銘柄、および非課税口座に設けられた<u>特定非課税管理勘定</u>（以下「<u>成長投資枠</u>」）での買付けの申込みができる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。</p> <p>第7条（買付時期および価額）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の買付価額は、1指定銘柄1万円以上、千円単位とします。ただし、お客様が<u>つみたて投資枠</u>での買付けをする場合の買付価額は1指定銘柄5千円以上、1千円単位とし、かつ当該指定銘柄の取得価額（買付価額から、当行の目論見書補完書面に記載された（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は当行ホームページに掲載された）当該投資信託の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は買付価額と同額とします。）の各年ご</p>	<p>第3条（買付銘柄の選定）</p> <p>(1) 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資</u>に関する約款に基づき、お客様が非課税口座に設けられた<u>累積投資勘定</u>（以下「<u>つみたてNISA</u>」）で買付けの申込みができる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。</p> <p>第7条（買付時期および価額）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の買付価額は、1指定銘柄1万円以上、千円単位とします。ただし、お客様が<u>つみたてNISA</u>での買付けをする場合の買付価額は1指定銘柄5千円以上、1千円単位とし、かつ当該指定銘柄の取得価額（買付価額から、当行の目論見書補完書面に記載された（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は当行ホームページに掲載された）当該投資信託の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は買付価額と同額とします。）の各年</p>

改定後	改定前
<p>との合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の取得価額の各年ごとの合計額）が120万円を超えることとなるような買付価額の指定はできないものとします。</p>	<p>ごとの合計額（つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の取得価額の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような買付価額の指定はできないものとします。</p>
<p>第11条（解約等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) お客様が<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</u>（以下、本項において「当該約款」といいます。）の規定に基づき、<u>つみたて投資枠</u>での指定銘柄の買付けを行うため、本サービスを利用される場合において、<u>以下に該当する場合</u>、本サービスを解約する旨をお申し出いただくこととします。なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。</p> <p>①（削除）</p> <p>① 当該約款第6条の規定に基づき<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が廃止される場合</u>、もしくは当該約款第15条の規定に基づき<u>非課税口座が廃止される場合</u></p> <p>③（削除）</p>	<p>第11条（解約等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) お客様が<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</u>（以下、本項において「当該約款」といいます。）の規定に基づき、<u>つみたてNISA</u>での指定銘柄の買付けを行うため、本サービスを利用される場合において、<u>次の各号のいずれかに該当することとなる場合</u>、本サービスを解約する旨をお申し出いただくこととします。なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。</p> <p>① <u>お客様が当該約款第9条の3の規定に基づき累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の変更を行う場合</u></p> <p>② 当該約款第6条の規定に基づき<u>累積投資勘定が廃止される場合</u>、もしくは当該約款第15条の規定に基づき<u>非課税口座が廃止される場合</u></p> <p>③ <u>当該約款第2条第1項に規定する累積投資勘定の勘定設定期間が終了する場合</u></p>
<p>第13条（その他）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 本約款に別段の定めのないときは、「証券振替決済口座管理約款」および「累積投資約款」等（お客様が<u>つみたて投資枠</u>での買付けをすることができる投資信託の銘柄、および<u>成長投資枠</u>での買付けをすることができる<u>投資信託の銘柄</u>については、<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</u>（以下、本項から第5項において「当該約款」といいます。）を含みます。）の各約款に従うものとします。またお客様が、当該約款に基づき、<u>つみたて投資枠</u>あるいは<u>成長投資枠</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、当該約款と本約款の内容が抵触する場合には、当該約款の規定にしたがうものとします。</p>	<p>第13条（その他）</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 本約款に別段の定めのないときは、「証券振替決済口座管理約款」および「累積投資約款」等（お客様が<u>つみたてNISA</u>での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款</u>（以下、本項において「当該約款」といいます。）を含みます。）の各約款に従うものとします。またお客様が、当該約款に基づき、<u>つみたてNISA</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、当該約款と本約款の内容が抵触する場合には、当該約款の規定にしたがうものとします。</p>

改定後	改定前
<p>(4) お客様が2023年12月31日において、2024年1月改定前の本約款第4条第1項の規定に基づき、非課税口座に設けられた累積投資勘定での買付けの申込み（「つみたてNISA」での買付取引）に係る本サービスに関する契約（以下、本項において「当該契約」といいます。）を締結していた場合において、当行が2024年1月改定後の当該約款（以下、「改定後の当該約款」といいます。）第2条第6項の2の規定に基づき、2024年1月1日において、お客様の非課税口座に特定累積投資勘定を設定した場合には、当該契約は、お客様のつみたて投資枠に係る本サービスに関する契約とみなして、2024年1月改定後の本約款、および改定後の当該約款の規定を適用します。</p> <p>(5) お客様が2023年12月31日において、当行の非課税口座に設けられた非課税管理勘定を優先して、2024年1月改定前の本約款に係る、本サービスの適用を受けることに関する契約（以下、本項において「当該契約」といいます。）を締結していた場合において、当行が2024年1月改定後の当該約款（以下、「改定後の当該約款」といいます。）第2条第6項の2の規定に基づき、2024年1月1日において、お客様の非課税口座に特定非課税管理勘定を設定した場合には、当該契約は、お客様の成長投資枠に係る本サービスに関する契約とみなして、2024年1月改定後の本約款、および改定後の当該約款の規定を適用します。ただし、当該契約に係る指定銘柄が、成長投資枠で買付けの申込みができる投資信託の銘柄である場合に限り、適用します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2024年1月改定</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2021年4月改定</p>

●特定口座約款

改定後	改定前
<p>第6条（特定口座を通じた取引）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款に基づく非課税口座を開設されているお客様（購入に係る取引については、特定累積投資勘定でのお取引の場合を除きます。）については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限り、適用しません。）の取引を当該非課税口座で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p>	<p>第6条（特定口座を通じた取引）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に基づく非課税口座を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座の設けられているお客様に限り、適用しません。）については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限り、適用しません。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行う</p>

改定後	改定前
以上 2024年1月改定	以上 2022年4月改定

●非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

改定後	改定前
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>(1) この約款は、お客様（第2条第10項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る<u>非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定されるものをいいます。以下同じです。）</u>に関する事項を定めるものです。</p> <p>(2) お客様が当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第6号に規定する「<u>特定非課税累積投資契約（第3条に規定する特定累積投資勘定に係るものに限り。）</u>」を締結されるには、併せて当行との間で累積投資約款、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款に基づき累積投資取引をお申込みいただくことが必要です。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）に必要事項を記入の上、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に<u>特定累積投資勘定</u>（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記</p>	<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>(1) この約款は、お客様（第2条第10項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る<u>非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号および第4号に規定されるものをいいます。以下同じです。）</u>に関する事項を定めるものです。</p> <p>(2) お客様が当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「<u>非課税累積投資契約</u>」を締結されるには、併せて当行との間で累積投資約款、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款に基づき累積投資取引をお申込みいただくことが必要です。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（<u>非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書</u>が添付されたものを除く。）に必要事項を記入の上、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に<u>非課税管理勘定</u>（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記</p>

改定後	改定前
<p>記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。</u>以下同じです。) <u>ならびに特定非課税管理勘定</u> (この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。</u>以下同じです。) が設けられている場合において、当該<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。</p> <p>(2) の2 前項のお客様がすでに当行に非課税口座を開設されており、当該口座に<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。</p> <p>(3) <u>第1項</u>または<u>第2項</u>にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>特定累積投資勘定</u>もしくは<u>特定非課税管理勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>(4) <u>第1項</u>、<u>第2項</u>または<u>第3項</u>の際、お客様には、租税特別措置法施行規則(以下「<u>施行規則</u>」といいます。)第18条の15の3第<u>19項</u>において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、</p>	<p>録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)</u>に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。) <u>または累積投資勘定</u> (この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2042年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)</u>に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。) が設けられている場合において、当該<u>非課税管理勘定</u>または<u>累積投資勘定</u>が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。</p> <p>(2) の2 前項のお客様がすでに当行に非課税口座を開設されており、当該口座に<u>非課税管理勘定</u>または<u>累積投資勘定</u>のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。</p> <p>(3) <u>前二項</u>にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定</u>または<u>累積投資勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>(4) <u>前三項</u>の際、お客様には、租税特別措置法施行規則(以下「<u>施行規則</u>」といいます。)第18条の15の3第<u>24項</u>において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転</p>

改定後	改定前
<p>国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>	<p>免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>
(5)～(6) (省略)	(5)～(6) (省略)
<p><u>(6)の2 2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第7条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
(7) (省略)	(7) (省略)
<p>(8) 非課税口座を当行または当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行に提出することはできません。</p>	<p>(8) <u>2018年分以降の非課税管理勘定または累積投資勘定が設定された非課税口座を当行または当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行に提出することはできません。</u></p>
(9) (省略)	(9) (省略)
<p>(10) 非課税口座は、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において<u>満18歳以上</u>である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限り、開設いただくことができます。</p>	<p>(10) 非課税口座は、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において<u>満20歳以上</u>である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限り、開設いただくことができます。</p>
(11) <u>(削除)</u>	<p><u>(11) 成年年齢に係る平成31年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。</u></p>
<p>第3条 (特定累積投資勘定の設定)</p>	<p>第3条 (非課税管理勘定の設定)</p>
<p>(1) お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、<u>2024年以後の各年</u>において設けられます。</p>	<p>(1) お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、<u>非課税適用確認書、非課税口座簡易開設届出書、非課税口座開設届出書または廃止通知書に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。</p>
<p>(2) 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が他の金融商品取引業者等に開設した非課税</p>	<p>(2) 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設</p>

改定後	改定前
<p>口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の<u>特定累積投資勘定</u>が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(3) <u>すでに当行に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除きます。）が、新たに特定累積投資勘定を当行に設けようとする場合には、第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</u></p> <p>(4) <u>特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。</u></p> <p>第3条の2（<u>特定非課税管理勘定の設定</u>）</p> <p>(1) <u>（削除）</u></p> <p>(2) <u>（削除）</u></p>	<p>けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の<u>非課税管理勘定</u>が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(3) <u>すでに当行に非課税口座を開設しているお客様で、2018年分以降の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」を当行または他の金融商品取引業者等に提出されたことがないお客様が、新たな非課税管理勘定を当行に設けようとする場合には、第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</u></p> <p>(4) <u>非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。</u></p> <p>第3条の2（<u>累積投資勘定の設定</u>）</p> <p>(1) <u>お客様が特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書、非課税口座簡易開設届出書、非課税口座開設届出書または廃止通知書に記載の累積投資勘定に係る勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</u></p> <p>(2) <u>前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定ま</u></p>

改定後	改定前
<p>(3) <u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>(削除)</u></p> <p><u>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</u></p> <p>第4条 <u>(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)</u></p> <p>(1) <u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>(削除)</u></p> <p><u>特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。</u></p> <p>第5条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該</p>	<p>たは累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。</p> <p>(3) 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客様で、2018年分以降の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」を当行または他の金融商品取引業者等に提出されたことがないお客様が、新たに累積投資勘定を当行に設けようとする場合に準用します。</p> <p>(4) 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」または「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。))が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第4条 (非課税管理勘定および累積投資勘定における処理)</p> <p>(1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>(2) 非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、<u>第6条第2項、第7条第2項または施行令第25条の13の2第3項の</u></p>

改定後	改定前
<p>規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p> <p>(3) 第1項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① <u>削除</u></p> <p>① お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	<p>規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p> <p>(3) 第1項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客様から当行が別にお知らせした日までに当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>第5条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>第5条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、<u>第6条第2項、第7条第2項または施行令第25条の13の2第3項</u>の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</p> <p>(3) (省略)</p>
<p><u>第5条の3(特定累積投資勘定終了時の取扱い)</u></p> <p>(1) <u>この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了いたします。</u></p> <p>(2) <u>前項の定めにより特定累積投資勘定が廃止された時点で、当該特定累積投資勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p>① <u>お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p>② <u>前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第5条の4(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)</u></p> <p>(1) <u>この約款に基づき設定した特定非課税管理勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定に</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改定後	改定前
<p>より<u>特定非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了いたします。</u></p> <p>(2) <u>前項の定めにより特定非課税管理勘定が廃止された時点で、当該特定非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に</u>応じ、<u>当該各号に定めるところにより取扱うものと</u>します。</p> <p>① <u>お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合</u> <u>特定口座への移管</u></p> <p>② <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> <u>一般口座への移管</u></p> <p>第6条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および<u>特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止</u>）</p> <p>(1) お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座（以下「他の非課税口座」といいます。）に設けようとする場合には、<u>当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。</u>この場合、<u>当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</u></p> <p>(2) 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が当行にすでに設けられているときは、<u>当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</u></p> <p>(3) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年においては、<u>第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項の規定による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>第7条（非課税口座廃止届出書の提出）</p>	<p>第6条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および<u>非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止</u>）</p> <p>(1) お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座（以下「他の非課税口座」といいます。）に設けようとする場合には、<u>当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。</u>この場合、<u>当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</u></p> <p>(2) 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が当行にすでに設けられているときは、<u>当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</u></p> <p>(3) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（<u>同日の属する勘定設定期間内の各年に限り</u>ます。）においては、<u>第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定または累積投資勘定は設けられません。ただし、第3条第2項または第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>第7条（非課税口座廃止届出書の提出）</p>

改定後	改定前
<p>(1) ～(2) (省略)</p> <p>(3) 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の<u>特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定</u>が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。</p>	<p>(1) ～(2) (省略)</p> <p>(3) 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。</p>
<p>第8条 (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p>	<p>第8条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p>
<p>(1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられる<u>特定累積投資勘定</u>には、<u>お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「累積投資約款」、「投資信託の定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款」に基づく契約をいいます。以下同じです。)</u>に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下「特定累積投資上場株式等」といいます。)</u>に限り、)のみを受け入れます。</p>	<p>当行は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、<u>次の各号に定める上場株式等のみ</u>を受け入れます。</p>
<p>① 第3条第4項の規定に基づき<u>特定累積投資勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた<u>株式投資信託</u>の取得対価の額(購入した<u>株式投資信託</u>についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が1800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。)</p>	<p>① <u>次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、ロの移管により所定の方法で受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第11条第2項において同じです。)</u>の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、<u>当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額</u>)を超えないもの</p>
<p>イ. (削除)</p>	<p>イ. お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより取得した</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="245 389 373 421">ロ. (削除)</p> <p data-bbox="204 891 331 922">② (削除)</p> <p data-bbox="204 1164 785 1384">② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p data-bbox="169 1509 785 2042">(2) お客様が当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた特定累積投資上場株式等である株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「累積投資約款」、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日におい</p>	<p data-bbox="925 192 1430 380">当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下この条および第8条の2において「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの</p> <p data-bbox="890 389 1430 882">ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）をいいます。以下、この条において同じです。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</p> <p data-bbox="849 891 1430 1151">② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p data-bbox="849 1160 1430 1348">③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p> <p data-bbox="826 1509 900 1541">(追加)</p>

改定後	改定前
<p><u>て、非課税口座から課税口座に払い出されます。</u></p> <p>第8条の2（<u>特定非課税管理勘定</u>に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられる<u>特定非課税管理勘定</u>においては、次の各号に定める<u>株式投資信託</u>のみを受け入れます。</p> <p>① お客様が、第3条の2の規定に基づき<u>特定非課税管理勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う<u>有価証券の募集</u>（<u>金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するもの</u>に限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、<u>受け入れた株式投資信託の取得対価の額</u>（<u>購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。</u>）の合計額が240万円を超えないもの（<u>当該株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該株式投資信託を除く。</u>）</p> <p>イ <u>当該合計額および特定非課税管理勘定基準額</u>（<u>特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額をいいます。</u>）の合計額が1200万円を超える場合</p> <p>ロ <u>当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額</u>が1800万円を超える場合</p> <p>②（<u>削除</u>）</p>	<p>第8条の2（<u>累積投資勘定</u>に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられる<u>累積投資勘定</u>には、お客様が当行と締結した<u>累積投資契約</u>（<u>当行の「累積投資約款」「投資信託の定時定額購入サービス」「投資信託自動積立」取扱約款</u>）に基づき<u>契約をいいます。</u>以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる<u>株式投資信託</u>（<u>法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの</u>（以下「<u>累積投資上場株式等</u>」）といいます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第4項の規定に基づき<u>累積投資勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた<u>株式投資信託の取得対価の額</u>（<u>購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。</u>）の合計額が40万円（②に掲げる<u>累積投資上場株式等</u>がある場合には、<u>当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額</u>）を超えないもの</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>② 施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分<u>特定累積投資勘定</u>（<u>当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積</u></p>

改定後	改定前
<p>② <u>当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</u></p> <p>(2) <u>特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託等を受け入れることができません。</u></p> <p>① <u>その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p>② <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p>③ <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権</u></p>	<p>投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ <u>当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</u></p> <p>(2) <u>お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の累積投資約款、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

改定後	改定前
<p><u>で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの</u></p> <p><u>イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること</u></p> <p><u>ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること</u></p>	
<p>第9条（譲渡の方法）</p> <p>お客様は、<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。</p>	<p>第9条（譲渡の方法）</p> <p>お客様は、<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。</p>
<p>第9条の2（<u>累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定</u>を設定した場合の所在地確認）</p>	<p>第9条の2（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p>
<p>(1) 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに<u>特定非課税管理勘定</u>を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客様から<u>住民票の写しその他施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合</u> 当該住所等確認書類または<u>署名用電子証明書等</u>に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>②（省略）</p> <p>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できな</p>	<p>(1) 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客様から<u>施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の施行令第25条の13第10項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合</u> 当該住所等確認書類または<u>特定署名用電子証明書等</u>に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>②（省略）</p> <p>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できな</p>

改定後	改定前
<p>った場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定、または<u>特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>	<p>った場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>第9条の3 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</u></p>
<p>第10条 (非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等)</p>	<p>第10条 (非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等)</p>
<p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (省略)</p>
<p><u>(3)の2 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p><u>(3)の3 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>(4) (省略)</p>	<p>(4) (省略)</p>
<p>第11条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)</p>	<p>第11条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)</p>
<p>(1) お客様が<u>特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に</u>、当行での募集の取扱いにより、<u>特定非課税累積投資契約に基づき取得した上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には</u>、当該取得に係る注文等を行う際に、また、<u>累積投資契約により第8条第1項第1号の規定に基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合</u>、または<u>累積投資契約に基づき特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合は</u>、<u>当該累積投資契約締結の際に</u>、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、<u>特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます</u>。なお、<u>特定累積投資勘定に受け入れようとする</u></p>	<p>(1) お客様が<u>非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に</u>、当行での募集の取扱いにより、<u>非課税上場株式等管理契約に基づき取得した上場株式等を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には</u>、当該取得に係る注文等を行う際に、<u>非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れようとする場合は</u>当該契約締結の際に当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、<u>特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます</u>。なお、<u>非課税累積投資契約においては</u>、<u>当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間</u> (以下「受入期間」といいます。)に取得すること</p>

改定後	改定前
<p>れる場合の<u>累積投資契約</u>においては、当該各年の<u>特定累積投資勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「<u>受入期間</u>」といいます。）に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、<u>120万円</u>を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>(2) 前項の規定により、当該<u>特定非課税管理勘定</u>で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が<u>240万円</u>を超える場合には、当該<u>240万円</u>を超える部分の上場株式等について、また<u>特定累積投資勘定</u>で受け入れようとする場合において、<u>分配金再投資</u>その他（<u>分配金再投資</u>は、当該年分および過去の年分の<u>特定累積投資勘定</u>で保有する投資信託の分配金に限り。）による上場株式等の取得により、<u>受入期間</u>に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が<u>120万円</u>を超える場合は、当該<u>120万円</u>を超える部分の上場株式等については、<u>特定口座</u>または<u>一般口座</u>に受け入れさせていただきます。</p> <p>(3) お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客様が当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合もしくは複数の累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の<u>特定累積投資勘定</u>もしくは複数の<u>特定非課税管理勘定</u>に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。</p>	<p>となる上場株式等の購入の代価が、<u>40万円</u>を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>(2) 前項の規定により、当該<u>非課税管理勘定</u>で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が<u>120万円</u>を超える場合には、当該<u>120万円</u>を超える部分の上場株式等について、<u>非課税累積投資契約</u>の場合において、<u>分配金再投資</u>その他（<u>分配金再投資</u>は、当該年分および過去の年分の<u>累積投資勘定</u>で保有する投資信託の分配金に限り。）による上場株式等の取得により、<u>受入期間</u>に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が<u>40万円</u>を超える場合は、当該<u>40万円</u>を超える部分の上場株式等については、<u>特定口座</u>または<u>一般口座</u>に受け入れさせていただきます。</p> <p>(3) お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客様が当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合もしくは複数の累積投資勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。</p>
<p>第12条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、<u>非課税管理勘定</u>、<u>累積投資勘定</u>、<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>特定口座</u>への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上</p>	<p>第12条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、<u>非課税管理勘定</u>または<u>累積投資勘定</u>から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>第8条第1号口</u>および<u>第2号</u>に規定する移管に係るもの、<u>第8条第3号</u>または<u>第8条の2第1項第3号</u>によるものおよび<u>特定口座</u>への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しが</p>

改定後	改定前
<p>場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>第13条 (非課税口座年間取引報告書の送付) 当行は、法第37条の14第34項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2024年1月改定</p>	<p>あった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p>第13条 (非課税口座年間取引報告書の送付) 当行は、法第37条の14第31項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2022年4月改定</p>

●未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

改定後	改定前
<p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の12月中の当行が定める日 (当該非課税の特例の適用を受けようとする年が2023年の場合、同年9月中の当行が定める日) までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則 (以下「施行規則」といいます。) 第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号 (お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。) を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の12月中の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則 (以下「施行規則」といいます。) 第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号 (お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。) を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者</p>

改定後	改定前
<p>成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>(2) 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行または他の金融商品取引業者等に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」を提出することはできません。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>(2) 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行または他の金融商品取引業者等に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」(当該届出書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り。)を提出することはできません。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
<p>第3条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定 (この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等(法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じです。)(以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。))は、2016年から2023年までの各年 (お客様がその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定 (この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。))は、2024年から2028年までの各年 (お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p>	<p>第3条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定 (この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等(法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じです。)(以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。))は、2016年から2023年までの各年 (お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定 (この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。))は、2024年から2028年までの各年 (お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p>
<p>第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた</p>	<p>第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた</p>

改定後	改定前
<p>非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③ (省略)</p>	<p>非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託 <u>(この場合、5年経過日の属する年の当行が別にお知らせした日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</u></p> <p>③ (省略)</p>
<p>第7条 (課税未成年者口座等への移管)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② お客様がその年の1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第7条 (課税未成年者口座等への移管)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② お客様がその年の1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) (省略)</p>
<p><u>第10条の2 (継続管理勘定等への移管)</u></p> <p>(1) <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合において、お客様が、施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第11条 (出国時の取扱い)</p> <p>(1) お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第12項第<u>4</u>号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国 (施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じです。)をした後、当行に帰国をした旨その他施行規則第18条の15の10第<u>11</u>項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>第11条 (出国時の取扱い)</p> <p>(1) お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第12項第<u>2</u>号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国 (施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じです。)をした後、当行に帰国をした旨その他施行規則第18条の15の10第<u>10</u>項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>

改定後	改定前
<p>第6章 その他の通則</p> <p>第24条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、<u>当行所定の方法、順位により</u>譲渡することとさせていただきます。</p> <p>第26条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>(1) <u>2024年以後</u>の各年 (その年1月1日においてお客様が<u>18歳</u>である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合 (出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において<u>18歳</u>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書 (同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で<u>特定非課税累積投資契約</u> (同項第6号に規定する<u>特定非課税累積投資契約</u>をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>第27条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が<u>18歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が<u>18歳</u>である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第6章 その他の通則</p> <p>第24条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、<u>先に取得したも</u>のから譲渡することとさせていただきます。</p> <p>第26条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>(1) <u>2017年から2028年</u>までの各年 (その年1月1日においてお客様が<u>20歳</u>である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合 (出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において<u>20歳</u>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書 (同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で<u>非課税上場株式等管理契約</u> (同項第2号に規定する<u>非課税上場株式等管理契約</u>をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>第27条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が<u>20歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が<u>20歳</u>である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ (省略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者</u></p>

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>2024年1月改定</u></p>	<p><u>は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>2022年4月改定</u></p>

証券振替決済口座管理約款

第 1 条（この約款の趣旨）

- (1) この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（以下「有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。
- (2) この約款に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、一般債、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。なお、一般債とは、当行が取り扱う債券のうち、国債以外のものをいいます。
- (3) また、一般債、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第 1 条の 2（反社会的勢力との取引拒絶）

この証券振替決済口座は、第 1 6 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 1 6 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの証券振替決済口座の開設をお断りするものとします。

第 2 条（証券振替決済口座）

- (1) 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、一般債、投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3) 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載または記録いたします。

第 3 条（証券振替決済口座の開設）

- (1) 証券振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「証券振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律に従い取引時確認を行わせていただきます。
- (2) 当行は、お客様から「証券振替決済口座設定申込書」による証券振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 証券振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置、日本銀行の国債振替決済業務規程ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面のご提出があったものとして取り扱います。

第 3 条の 2（共通番号の届出）

- (1) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、証券振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じです。）の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客様が証券振替決済口座を開設するときにおいて、所得税法施行令第 3 3 6 条第 4 項または同令第 3 4 2 条第 4 項の規定に該当する場合には、個人番号または法人番号のお届出は不要になります。
- (3) 法人番号を有する法人のお客様について、当行がお客様の名称、住所、法人番号につき、所得税法施行令第 3 3 7 条第 4 項に規定する確認を行った場合には、第 1 項または第 2 項に規定するお届出の際、所得税法施行令第 3 3 7 条第 2 項に規定する書類の提示は不要になります。

第 4 条（契約期間等）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様または当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第 5 条（当行への届出事項）

「証券振替決済口座設定申込書」に押印された印影および記載された住所、名称、共通番号（第 3 条の 2 第 2 項および第 3 項に規定する場合を除きます。以下、本条において同じです。）等をもって、お届出の印鑑（以下「お届け印」といいます。）、住所、名称、共通番号等とします。

第 6 条（振替の申請）

- (1) お客様は、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
 - ③ 国債の償還期日または利子支払期日の 3 営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
 - ④ 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
 - ⑤ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定期償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

- ⑥ 投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑦ 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑧ 投資信託の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑨ 投資信託の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ. 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ. 償還日
 - ヘ. 償還日翌営業日
 - ⑩ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- (2) 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うにあたっては、その5営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、お届け印（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
- ① 減少および増加の記載または記録がされるべき有価証券の銘柄および金額または数量
 - ② 国債においては、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、一般債および投資信託については、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、国債については、増加の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、一般債および投資信託については、お客様の証券振替決済口座において増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第1号の金額または数量は、国債においてはその最低額面金額の整数倍、一般債においては各社債等の金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

第8条（質権の設定）

お客様の有価証券について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（みなし抹消申請または抹消申請の委任）

証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、償還またはお客様の請求により解約もしくは当行に買取りを請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、一般債および投資信託においては当該有価証券について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当該委任に基づき、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、換金代金および収益分配金ならびに利金の代理受領、投資信託の買付代金等の振替等）

- (1) 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じです。）、換金代金および収益分配金ならびに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。
 - ① 国債においては日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わってこれを受領し、お客様が指定した預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に入金します。
 - ② 一般債においては支払代理人が発行者から受領してから、上位口座管理機関が当行に代わってこれを受け取り、上位口座管理機関から当行がお客様に代わってこれを受領し、お客様の指定預金口座に入金します。

- ③ 投資信託においては、当該投資信託の受託銀行から当行がお客様に代わってこれを受領し、お客様の指定預金口座に入金します。
- (2) 投資信託の買付代金および当該買付に係る購入時手数料等（以下「買付代金等」といいます。）は、当行所定の投資信託の買付けに係る口座振替依頼書に基づき、投資信託の買付けのお申込時に、お客様が指定した預金口座（以下「振替口座」といいます。）からの振替によりお支払いいただきます。この場合、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。なお、振替口座は前項でお客様が指定した指定預金口座と同一の口座とします。また、投資信託の定時定額購入サービスの買付方法等については投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款に従うものとします。
- (3) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当行所定の手続き（当座勘定の場合は小切手の振り出し、普通預金の場合は預金払戻請求書等の提出）をとり、買付代金等をお支払いください。
- ① 振替口座の残高不足（買付代金等の引落しの結果、振替口座が貸越になる場合を含む）その他の事由により前項の方法による振替ができない場合
 - ② 当行所定の時間内に前項の方法による振替ができない場合
 - ③ 投資信託の買付けに係る口座振替依頼書の提出がない場合
 - ④ お客様が、前項の方法によらず振替口座以外の口座から買付代金等の振替を希望される場合
 - ⑤ 国債および一般債を購入する場合

第 11 条（お客様への連絡事項）

- (1) 当行は、有価証券について、次の事項をお客様に通知します。
- ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
 - ② 残高照合のための報告
 - ③ お客様に対して振替機関から通知された事項
- (2) 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、毎年 3 月末日、6 月末日、9 月末日および 12 月末日付で、その翌月中の時期に年 1 回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書記載の当行管理部門に直接ご連絡ください。
- (3) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 12 条（届出事項の変更）

- (1) お届け印を失ったとき、またはお届け印、氏名もしくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、遅滞なく当行所定の方法によりお手続きください。
- またこの場合、お客様に「個人番号カード」等および印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し等の一定の書類をご提出願うことがあります。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ有価証券の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第 1 項による変更後は、変更後の印影・住所・名称、共通番号等をもってお届け印・住所・名称、共通番号等とします。

第 13 条（口座管理料）

- (1) 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに管理料を申し受けることがあります。
- (2) 管理料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の管理料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約もしくは買取りがあった場合または有価証券のすべてが償還された場合は、解約日または償還日の属する月の翌月から期間満了日までの管理料を月割計算により返戻します。
- (4) 当行は、指定預金口座に管理料に相当する残高がない場合は、当行が受け取る償還金、収益分配金、利金、換金代金等から管理料に充当することができるものとします。

第 14 条（当行の連帯保証義務）

振替機関または上位口座管理機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限り。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関または上位口座管理機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録がされたものにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、換金代金、収益の分配金および利金の支払いをする義務
- ② その他、振替機関または上位口座管理機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 15 条（振替機関において取り扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当行は、振替機関において取り扱う有価証券のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第16条（解約等）

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- ① お客様から換金のお申し出があった場合
 - ② お客様について相続の開始があったとき
 - ③ お客様が手数料を支払わないとき
 - ④ お客様がこの約款に違反したとき
 - ⑤ 一定期間お客様の口座残高がない場合
 - ⑥ やむを得ない事由により、当行が契約の解約を申し出たとき
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、またはお客様に通知することにより、この証券振替決済口座を解約することができるものとします。この場合、直ちに当行所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。第7条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、現金によりお返しすることがあります。なお、この証券振替決済口座の解約またはこの有価証券の換金によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この証券振替決済口座の解約またはこの有価証券の換金により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。
- ① お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ホ. その他イからニに準ずる行為
- (3) 第1項および第2項による有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第4項に基づく換金代金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちににお支払いください。
- (4) 当行は、前項の不足額を引取りの日に自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第4項に準じて換金代金等から充当することができるものとします。

第17条（緊急措置）

法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第18条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類（以下「申込書等」といいます。）に使用された印影（または署名）をお届け印（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 申込書等に使用された印影（または署名）がお届け印（または署名鑑）と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事故その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替または抹消に直ちにに応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により有価証券の記録が滅失等した場合、または第10条第1項による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第17条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第19条（約款の変更）

(1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第20条（合意管轄）

この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

2024年1月改定

累積投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）の間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資に関する事項を定めるものです。当行はこの約款に従って、累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条（定義）

累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様が指定した預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から引き落した金銭または証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。

第3条（累積投資契約の申込方法）

- (1) お客様は所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを当行に提出することによって契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り契約を締結するものとします。
- (2) 契約が締結されたとき、当行は直ちにお客様の累積投資口座を設定いたします。

第4条（累積投資取引の申込方法）

- (1) お客様が、個別の投資信託について累積投資取引を申し込むときは、前条により累積投資契約を締結した上で、当行所定の申込書等に必要事項を記入の上、署名押印し、当行に提出いただくことによって申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。また、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款に定める特定非課税累積投資契約に基づき、お客様が、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄、および非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定（「成長投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。

なお、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款により、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

- (2) 累積投資取引のうち投資信託の定時定額購入サービスの申込方法等については「投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款」によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをされる場合には、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款の規定にも従うものとします。

第5条（買付時期・価額）

- (1) 当行はお客様から累積投資取引に係る投資信託の買付けの申込みがあったときは、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には買付けの申込みはできません。
- (2) 前項の買付価額は買付約定日の基準価額に当行の目論見書補完書面に記載された（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は当行ホームページに掲載された）当該投資信託の購入時手数料およびそれに伴う消費税等を加えた金額とします。
- (3) 買い付けられた投資信託の所有権ならびにその収益分配金または元本に対する請求権は、原則としてお客様の証券振替決済口座に当該投資信託の記載または記録がされた日からお客様に帰属するものといたします。

第6条（投資信託の管理）

- (1) この契約により買い付けられた投資信託は、お客様の証券振替決済口座で管理いたします。
- (2) 当行は、当該投資信託の管理につき、口座管理料を申し受けることがあります。

第7条（収益分配金の再投資）

- (1) この契約に係る投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領の上、所定の税金を差し引いた後、当該お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の基準価額により買付けします。なお、この場合、買付けに係る購入時手数料は無料とします。
- (2) お客様はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。ただし、日々決算型の投資信託については、収益分配金の再投資を中止することはできません。

第8条（換金および振替）

- (1) 当行は、この契約に基づく投資信託について、お客様から解約の申込みを受けたときは、この約款その他の約款および当該投資信託の目論見書に従って、当該投資信託を解約します。ただし、当該ファンドの目論見書において申込不可日とされている日には、解約の申込みを受けることはできません。
- (2) 前項による解約により、当行がお客様に代わって受領した当該投資信託の解約代金（当該投資信託の目論見書（投資信託説明書）に規定する所定の価額に解約口数を乗じた金額）については、当該解約代金から、当該解約に係る費用等（解約に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、解約に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書（投資信託説明書）に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。

- (3) お客様の証券振替決済口座で管理されているこの契約に基づく投資信託を他の口座管理機関へ振替される場合には、証券振替決済口座管理約款第7条の規定に従って振替の手続きをするものとします。

第9条（解 約）

- (1) 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約されます。
- ① お客様から解約のお申し出があったとき
 - ② 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ この契約に係るファンドが償還されたとき
 - ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (2) この契約が解約されたときは、当行は遅滞なくお客様の累積投資口座で管理中の金銭を指定預金口座に入金するとともに、この契約に係る投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いたします。

第10条（届出事項の変更）

- (1) 改名、転居および届出の印鑑（以下「お届け印」といいます。）の変更など届出事項に変更があったときは、遅滞なく当行所定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑登録証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第11条（約款の変更）

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第12条（その他）

当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- ① お届け印の押印された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づくファンドの振替または換金に伴う金銭を返還した場合
- ② 印影がお届け印と相違するためにこの契約に基づくファンドの振替または換金に伴う金銭を返還しなかった場合
- ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づくファンドの買付けもしくはファンドの振替または換金に伴う金銭の返還が遅延した場合

以 上

2024年1月改定

投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）との投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（「名称：投資信託自動積立」、以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めるものです。申込者は、本サービス内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条（定時定額購入サービス）

定時定額購入サービスとは、毎月申込者が指定する振替日に、申込者が指定する買付金額をご指定の引落口座（以下「振替口座」といいます。）から自動引落しし、累積投資銘柄の投資信託の購入にあてる取引をいいます。なお、自動引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。

第3条（買付銘柄の選定）

- (1) 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款に基づき、お客様が非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）での買付けの申込みができる投資信託の銘柄、および非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）での買付けの申込みができる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。
- (2) 申込者は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付けの申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）

第4条（申込方法）

- (1) 申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを当行の取扱店に提出し、当行が承諾した場合に、本サービスを利用できます。
- (2) 申込みにあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済であるときはこの限りではありません。
- (3) 振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託取引におけるお客様が指定した預金口座と同一の口座とします。

第5条（申込内容の変更）

申込者は、振替日の5営業日前まで（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は振替日の前営業日）に当行所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの中止および申込内容の変更を行うことができます。

第6条（買付けの方法）

- (1) 当行は、振替口座からの自動引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預りし、累積投資約款の定めに従い、買付けを行います。
- (2) 同一の振替日に複数の指定銘柄が存在する場合は、その振替額の合計で振替えることとします。
- (3) 振替日において、買付金額の引落しの結果、振替口座が貸越になる場合は引落しは行いません。また、振替口座の残高不足等の理由で買付金額の引落しが成立しなかった場合は、当行から申込者への通知は特に行いません。
- (4) 振替日が銀行休業日に当たる場合は、その前営業日を振替日とします。

第7条（買付時期および価額）

- (1) 当行は、振替口座から引落しを行った日の翌営業日に、申込者より買付けの申込みがあったものとして取り扱います。ただし、振替口座から引落しを行った日の翌営業日が当該指定銘柄の買付けを行えない日に当たる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付けが可能になる最初の営業日に申込者より買付けの申込みがあったものとして取り扱います。
- (2) 前項の買付価額は、1指定銘柄1万円以上、千円単位とします。ただし、お客様がつみたて投資枠での買付けをする場合の買付価額は1指定銘柄5千円以上、1千円単位とし、かつ当該指定銘柄の取得価額（買付価額から、当行の目論見書補完書面に記載された（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は当行ホームページに掲載された）当該投資信託の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は買付価額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の取得価額の各年ごとの合計額）が120万円を超えることとなるような買付価額の指定はできないものとします。
- (3) 第1項の買付価額には、所定の購入時手数料およびそれに伴う消費税等を含むものとします。
- (4) 第1項の規定にかかわらず、指定銘柄の委託会社が買付けの申込みを受け付けない場合または取り消した場合は、買付けの申込みは不成立となります。この場合、自動引落しした金額は、当該振替日の翌営業日に振替口座にお戻しします。

第8条（返還および果实の再投資）

返還および果实の再投資は、累積投資約款に基づき行うものとします。

第9条（取引および残高の通知）

当行は、本サービスに基づく申込者への取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとします。

① 取引の明細

当行は、第6条および第7条に基づく取引の明細については、四半期に1回以上、期間中の銘柄毎の買付時期および銘柄毎の買

付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

② 金銭および残高明細

当行は、指定銘柄の残高について、前号に定める「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。

第10条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、申込者に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② その他当行が必要と認める場合

第11条（解約等）

(1) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① 申込者が振替日の5営業日前（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は振替日の前営業日）までに当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② 申込者が指定する振替口座を解約された場合
- ③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合

(2) お客様が非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下、本項において「当該約款」といいます。）の規定に基づき、つみたて投資枠での指定銘柄の買付けを行うため、本サービスを利用される場合において、以下に該当する場合、本サービスを解約する旨をお申し出いただくこととします。なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなる場合がありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。

- ① 当該約款第6条の規定に基づき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が廃止される場合、もしくは当該約款第15条の規定に基づき非課税口座が廃止される場合

第12条（約款の変更）

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第13条（その他）

- (1) 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利息をお支払いいたしません。
- (2) 第9条の規定に従い、申込者に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (3) 本約款に別段の定めのないときは、「証券振替決済口座管理約款」および「累積投資約款」等（お客様がつみたて投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄、および成長投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下、本項から第5項において「当該約款」といいます。）を含みます。）の各約款に従うものとします。またお客様が、当該約款に基づき、つみたて投資枠あるいは成長投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、当該約款と本約款の内容が抵触する場合には、当該約款の規定にしたがうものとします。
- (4) お客様が2023年12月31日において、2024年1月改定前の本約款第4条第1項の規定に基づき、非課税口座に設けられた累積投資勘定での買付けの申込み（「つみたてNISA」での買付取引）に係る本サービスに関する契約（以下、本項において「当該契約」といいます。）を締結していた場合において、当行が2024年1月改定後の当該約款（以下、「改定後の当該約款」といいます。）第2条第6項の2の規定に基づき、2024年1月1日において、お客様の非課税口座に特定累積投資勘定を設定した場合には、当該契約は、お客様のつみたて投資枠に係る本サービスに関する契約とみなして、2024年1月改定後の本約款、および改定後の当該約款の規定を適用します。
- (5) お客様が2023年12月31日において、当行の非課税口座に設けられた非課税管理勘定を優先して、2024年1月改定前の本約款に係る、本サービスの適用を受けることに関する契約（以下、本項において「当該契約」といいます。）を締結していた場合において、当行が2024年1月改定後の当該約款（以下、「改定後の当該約款」といいます。）第2条第6項の2の規定に基づき、2024年1月1日において、お客様の非課税口座に特定非課税管理勘定を設定した場合には、当該契約は、お客様の成長投資枠に係る本サービスに関する契約とみなして、2024年1月改定後の本約款、および改定後の当該約款の規定を適用します。ただし、当該契約に係る指定銘柄が、成長投資枠で買付けの申込みができる投資信託の銘柄である場合に限りです。

以上

2024年1月改定

特定口座約款

第1条（約款の趣旨）

(1) この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の適用を受けるため、株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設する特定口座（同条第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、一般債および投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）をいいます。

また、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるため、当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（法第9条の3の2第1項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、国債、一般債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じです。）の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(2) お客様と当行の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券振替決済口座管理約款」等その他の当行が定める契約条項およびその他法令によります。

第2条（特定口座の開設）

(1) お客様が当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ、当行に対し、法第37条の11の3第3項第1号の規定に基づき、特定口座開設届出書を提出いただくものとします。その際、お客様には、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の3第5項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

(2) お客様が当行に特定口座の開設をされるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座を開設していただく必要があります。

(3) お客様は当行に複数の特定口座を開設することはできません。

(4) お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、当行に対し、法第37条の11の4第1項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただきます。

また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択されない旨の申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとします。その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

(5) お客様が当行に対して、次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出されており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を第5条に規定する特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日（以下「支払確定日」といいます。）以後、お客様は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申し出をすることはできません。

(6) 第17条の規定によりこの契約が終了した場合、同一年に再び当行に特定口座の開設をすることはできません。

(7) 一般口座（特定口座以外の上場株式等管理口座）を保有するお客様は、同時に特定口座を開設することはできません。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

(1) お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に特定口座を開設していただくとともに、法第37条の11の4第1項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

(2) お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。

第4条（特定保管勘定における管理）

お客様の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第5条（特定上場株式配当等勘定における処理）

第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において処理します。

第6条（特定口座を通じた取引）

(1) 特定口座を開設されたお客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、上場株式等のうち特定口座に受入れできない上場株式等および当行が定める取引を除くすべての取引に関して特定口座を通じて行います。

- (2) 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款に基づく非課税口座を開設されているお客様（購入に係る取引については、特定累積投資勘定でのお取引の場合を除きます。）については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。）の取引を当該非課税口座で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

第7条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は法その他関係法令の定めに基づき行います。

第8条（源泉徴収等）

- (1) 当行は、お客様より特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいたとき、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいたときは、法その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収等および還付を行います。
- (2) 前項の届出書を提出いただいた場合、源泉徴収等および還付はお客様が指定した預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの引落とし、入金により行います。指定預金口座から引き落とす場合には、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書の提出または当座小切手の振出等所定の手続きを省略するものとします。

第9条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の特定保管勘定においては次の上場株式等のみを受け入れます。

- ① お客様が第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得した、もしくは当行から取得した国内非上場公募投資信託受益権（当行が取り扱うものに限ります。以下この条および次条において「投資信託」といいます。）または国債もしくは一般債（以下、国債と一般債を併せて「公共債」といいます。）で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの
- ② お客様が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した投資信託または公共債で、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた投資信託もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座もしくは法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下「非課税口座等」といいます。）で管理されていた国内非上場公募株式投資信託受益権（以下、この条において「株式投資信託」といいます。）、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの
- ③ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- ④ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出を受け当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの
- ⑤ お客様が当行に開設する非課税口座等で管理されていた株式投資信託で、所定の方法に従い、お客様が当行に開設される特定口座への移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）
- ⑥ お客様が当行に提出された非課税口座開設届出書が、法第37条の14第7項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客様の特定口座への振替の方法によりその全てを受け入れるもの

第10条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- (1) 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行が所得税および住民税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされている法第37条の11の3に規定する投資信託または公共債に係るものに限ります。）のみを受け入れます。
- (2) 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。
- (3) 前二項の規定にかかわらず、前条第6号の規定によりお客様の特定口座に受入れた株式投資信託に係る上場株式等の配当等については、その交付の際に（遡って）当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れたものとして取扱います。

第11条（譲渡の方法）

お客様は、特定保管勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第12条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行はお客様に対し、施行令第25条の10の2第9項第1号の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

第13条（上場株式等の移管）

当行は、第9条第2号および第3号の規定にかかわらず、他の金融商品取引業者等の特定口座から当行の特定口座への上場株式等の移管、および当行の特定口座から他の金融商品取引業者等の特定口座への上場株式等の移管についてはお取り扱いできないことがあります。

第14条（相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第9条第2号に規定する相続または遺贈による特定口座への上場株式等の受入れについては、施行令第25条の10の2第14項第3号および第4号、同条第15項の定めるところにより行います。

第15条（年間取引報告書の送付）

- (1) 当行は、法第37条の11の3第7項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付します。また、第17条の規定に基づき本契約が終了した場合には、本契約が終了した日の属する月の翌月末までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。
- (2) 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ送付し、1通は所轄の税務署に提出します。
- (3) 第1項および第2項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に交付しないことができることとします。

第16条（届出事項の変更）

- (1) 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様の氏名、住所、個人番号の変更があったときは施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行に提出いただくものとします。その際、お客様には、「個人番号カード」等および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。
- (2) 特定口座を開設している当行の営業所の変更（移管）があったときは、施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行に提出いただくものとします。

第17条（契約の終了）

- (1) 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。
 - ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。
 - ② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき
 - ③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
 - ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき（この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。）
- (2) 前項の規定に基づき特定口座の契約が終了したときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

第18条（免責事項）

お客様が第16条の変更手続きを怠ったこと、その他当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第19条（約款の変更）

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第20条（合意管轄）

この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

2024年1月改定

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

第1条（約款の趣旨）

- (1) この約款は、お客様（第2条第10項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約（法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。
- (2) お客様が当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第6号に規定する「特定非課税累積投資契約（第3条に規定する特定累積投資勘定に係るものに限ります。）」を締結されるには、併せて当行との間で累積投資約款、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款に基づき累積投資取引をお申込みいただくことが必要です。
- (3) お客様と当行との間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券振替決済口座管理約款」等その他当行が定める契約条項およびその他の法令によります。この約款と、当行の証券振替決済口座管理約款、累積投資約款、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出）

- (1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項第1号の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）に必要な事項を記入の上、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。
- (2) 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）ならびに特定非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。
- (2)の2 前項のお客様がすでに当行に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。
- (3) 第1項または第2項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- (4) 第1項、第2項または第3項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- (5) 第1項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。
- (6) 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- (6)の2 2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と法第37条の14第5項第1号に定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第7条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。
- (7) 当行にすでに非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。
- (8) 非課税口座を当行または当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出

書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。

- (9) お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。
- (10) 非課税口座は、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限り、開設いただくことができます。

第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限りです）。

第3条（特定累積投資勘定の設定）

- (1) お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年以後の各年において設けられます。
- (2) 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受領することができません。
- (3) すでに当行に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除きます。）が、新たに特定累積投資勘定を当行に設けようとする場合には、第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。
- (4) 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。

第3条の2（特定非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

- (1) この約款に基づき設定した非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- (3) 第1項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第5条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

- (1) この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。
- (3) 第1項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第20項の規定において準用する、同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第5条の3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）

- (1) この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了いたします。
- (2) 前項の定めにより特定累積投資勘定が廃止された時点で、当該特定累積投資勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第5条の4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）

- (1) この約款に基づき設定した特定非課税管理勘定は、第6条第2項もしくは第7条第2項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了いたします。
- (2) 前項の定めにより特定非課税管理勘定が廃止された時点で、当該特定非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第6条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止）

- (1) お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座（以下「他の非課税口座」といいます。）に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。この場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。
- (2) 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当行にすでに設けられているときは、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。
- (3) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- (4) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

第7条（非課税口座廃止届出書の提出）

- (1) お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。
- (2) 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、第10条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
- (3) 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第8条（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

- (1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資約款」、「投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下「特定累積投資上場株式等」といいます。）に限り、）のみを受け入れます。
 - ① 第3条第4項の規定に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が180万円を超えることとなることにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）
 - ② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- (2) お客様が当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた特定累積投資上場株式等である株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条

の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「累積投資約款」、投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第8条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

- (1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定においては、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。
 - ① お客様が、第3条の2の規定に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該株式投資信託を除く。）
 - イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額をいいます。）の合計額が1200万円を超える場合
 - ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1800万円を超える場合
 - ② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託等を受け入れることができません。
 - ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
 - ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
 - ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの
 - イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること
 - ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

第9条（譲渡の方法）

お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第9条の2（累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）

- (1) 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。
 - ① 当行がお客様から住民票の写しその他施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所
- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条（非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等）

- (1) お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る配当等については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当行がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限り、）は、所得税等は課されません。
- (2) お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等を、当該非課税管理勘定が設けられた日

の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税等は課されません。

- (3) お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。
- (3)の2 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。
- (3)の3 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。
- (4) 非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

第11条（非課税口座での取引である旨のお申し出）

- (1) お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行での募集の取扱いにより、特定非課税累積投資契約に基づき取得した上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、また、累積投資契約により第8条第1項第1号の規定に基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約に基づき特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。
- (2) 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の上場株式等について、また特定累積投資勘定で受け入れようとする場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限りです。）による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。
- (3) お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客様が当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合もしくは複数の累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。

第12条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第13条（非課税口座年間取引報告書の送付）

当行は、法第37条の14第3項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

第14条（届出事項の変更）

- (1) 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当行にお届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。
- (2) 非課税口座を開設している当行の営業所の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。

第15条（非課税口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されます。

- ① お客様が当行に対して第7条第1項の規定に基づき非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日

- ② お客様が当行に対して法第37条の14第2項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国日
- ③ お客様が、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第2項前段の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④ 施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

第16条（免責事項）

お客様が第14条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第17条（約款の変更）

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第18条（合意管轄）

この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

2024年1月改定

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第1章 総則

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社紀陽銀行（以下「当行」といいます。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) 当行は、この約款に基づき、お客様との間で法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- (3) お客様と当行との間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券振替決済口座管理約款」等その他の当行が定める契約条項およびその他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)

- (1) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の12月中の当行が定める日（当該非課税の特例の適用を受けようとする年が2023年の場合、同年9月中の当行が定める日）までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の1第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。
- (2) 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行または他の金融商品取引業者等に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」を提出することはできません。
- (3) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- (4) お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- (5) 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客様に法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第3条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

- (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じです。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。
- (2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

- (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理）

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

- (1) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
 - イ. 受入期間内に、お客様が当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下この条において「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
 - ロ. 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる株式投資信託で、お客様が当行に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）
 - ② 租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託（この場合、5年経過日の属する年の当行が別にお知らせした日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）
 - ③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託
- (2) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
 - ② 施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託
 - ③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託

第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法、または法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡については、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条（課税未成年者口座等への移管）

- (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。
- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロもしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除きます。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
 - イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
 - ロ. イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
 - ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- (2) 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
- ① お客様が施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合または当行に特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管

- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じです。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限り、）または贈与をしないこと
- イ. 法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
- ロ. 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り、）による譲渡
- ハ. 法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡
- ニ. 施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ホ. 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること

第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り、）があった場合には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第10条の2（継続管理勘定等への移管）

- (1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。
- (2) 前項の場合において、お客様が、施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

第11条（出国時の取扱い）

- (1) お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
- (2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- (3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じです。）をした後、当行に帰国をした旨その他施行規則第18条の15の10第11項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

第12条（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座または預金口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じです。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとしします。

第13条（課税管理勘定における処理）

課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条および第18条において同じです。）の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭その他の資産の預入れは、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等または預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において処理いたします。

第14条（譲渡の方法）

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、または法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第15条（課税管理勘定での管理）

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

第16条（課税管理勘定の金銭等の管理）

課税未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと
 - イ. 法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ. 法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
 - ハ. 法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡
 - ニ. 施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ. 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第17条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

第15条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第18条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）

- (1) お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
- (2) 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第19条（出国時の取扱い）

お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第14条および第18条を除きます。）の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

第20条（課税未成年者口座への入出金処理）

- (1) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法による

ことといたします。

- ① お客様名義の当行預金口座からの入金
 - ② 現金での入金（依頼人がお客様またはお客様の法定代理人である場合に限り。）
なお、お客様には、第12条に定める課税未成年者口座の開設にあたり、同条に定めるお客様名義の預金口座のほか、第1号に定める入金のためのお客様名義の当行預金口座を開設していただきます。
- (2) お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
- ① お客様名義の当行預金口座への出金
 - ② 現金での引出（窓口で行うものに限り。）
 - ③ お客様名義の当行証券口座への移管
- (3) 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。
- (4) お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。
- (5) 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。
- (6) お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含みます。）が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

第21条（代理人による取引の届出）

- (1) お客様の代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。この場合当行は、届出された代理人に対し、当行所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権の確認などをさせていただきます。
- (2) お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては前項後段の規定を準用します。
- (3) お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第22条（法定代理人の変更）

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

第23条（取引残高の通知）

お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第24条（未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示）

- (1) お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
- (2) お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、当行所定の方法、順位により譲渡することとさせていただきます。

第25条（基準年以降の手続き等）

基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

第26条（非課税口座のみなし開設）

- (1) 2024年以後の各年（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限り。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第27条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様または法定代理人から法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該

提出日

- ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第28条（免責事項）

お客様がこの約款に定める手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、未成年者口座および課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客様に生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。

第29条（約款の変更）

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします

第30条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

2024年1月改定